

一般競争入札の公告

広島高速気象観測中央装置調達（更新）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月6日

広島高速道路公社 副理事長 向井 隆一

1 調達概要

- (1) 件名 広島高速気象観測中央装置調達（更新）
(2) 納入場所 広島市東区温品一丁目（広島高速道路公社 本社）
(3) 内容 本件は、広島高速道路に設置された気象観測設備のデータ閲覧、保存等を行うための気象観測中央装置を調達（更新）するものである。なお、調達内容は以下のとおりである。
ア 気象観測中央処理装置 1式
イ 気象観測端末 1台
ウ 取替・試験調整 1式
エ 配線材料等 1式
オ 完成図書作成 1式
(4) 納入期限 令和3年3月31日（水）

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 公告の日において、広島県の平成30～32年 物品・委託役務競争入札参加資格者名簿の契約種目において、「大分類：1 物品関係 - 中分類：01 物品販売等 - 小分類：D 情報・電気通信機器」の認定を受けていること。
(2) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
(3) 次のいずれにも該当していないこと。
ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者
イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者
ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
(4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者ないこと。
(5) 公告の日から開札の日までの間において、広島県の指名除外措置又は広島高速道路公社の指名停止措置を受けている者であること。
(6) 公告の日から開札の日までの間において、営業停止処分（本件の入札に参加し、又は本件の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。
(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。
ア 親会社と子会社の関係にある場合
イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存

続中の会社等である場合は除く。

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 国、都道府県、市町村、高速道路6社又は道路関係公社発注の工事、業務又は調達において、平成21年度以降に、次に示す同種装置の納入実績を有する者であること。

【同種装置】 気象観測中央装置

3 入札手続等

(1) 担当部課

ア 入札・契約手続に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係 電話（082）508-6848

イ 調達内容に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部保全課施設係 電話（082）508-6822

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

ア 期間 公告の日から令和2年3月23日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

イ 場所 (ア) 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

(イ) 広島高速道路公社のホームページ（<https://www.h-exp.or.jp/>）

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料等（以下、これらをあわせて「申請書等」という。）の提出期間及び場所等

ア 期間 公告の日から令和2年3月23日（月）午後5時00分まで（必着）

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

ウ 方法 申請書等は郵送することとし、持参又は電送によるものは受け付けない。なお、郵送は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

(4) 競争入札参加資格の確認及び通知

申請書等を提出した者について、競争入札参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して、令和2年3月26日（木）までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書により競争入札参加資格の有無の通知を行う。なお、本件に係る競争入札参加資格を有すると確認し得る者がいないとき、本件に係る競争入札を中止する場合がある。

4 入札日時等

(1) 入札、開札の日時（予定）、場所、入札書・調達費内訳書の郵送方法等

ア 日時 令和2年4月7日（火）午前10時30分

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室

ウ 方法 郵送することとし、持参又は電送によるものは認めない。なお、郵送方法は次のとおりとする。

・一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外で提出した入札は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条第3号により無効とする。なお、郵送方法等の詳細は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第3条及び第4条の規定のとおりとする。

・調達費内訳書を同封すること。調達費内訳書については、5による。

・送付先は上記3（3）イに掲げる場所とする。

・到達期限は令和2年4月6日（月）の午後5時00分までとする。

エ 立会 入札参加者（入札者の代理人を含む。）は、開札に立ち会うことができる。

(2) 入札方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、1回に限り再度入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日時及び開札場所を通知する。

5 調達費内訳書

本件は、入札時に、入札参加者から、調達費内訳書の提出を求める。入札の際に、調達費内訳書の提出がない場合、入札は無効とする。作成にあたっては、別紙様式6に従い、「設計書（内訳表）」に記載された項目に係る金額を記載するものとする。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 免除
- イ 契約保証金 納付（契約金額の10パーセント以上を契約締結日までに納付）

ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

上記5に掲げるほか、本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第13条及び広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条の各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。なお、広島高速道路公社により競争入札参加資格のある旨を確認されたものであっても、開札の場において2に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のないものに該当する。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、他の者を落札者とすることがある。

(4) 落札者との契約

本件の契約日は令和2年4月1日以降であるため、広島高速道路公社の本件に係る令和2年度予算の成立を条件とする。本件に係る令和2年度予算が不成立の場合は、落札者との契約は結ばない。

(5) その他

- ア 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社郵便入札実施要綱その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、広島高速道路公社物品調達契約約款及び設計図書に従い入札すること。

- イ 入札参加者は、関係法令を遵守すること。

- ウ 設計図書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。

- エ 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。

- オ 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争入札参加資格が無い者と扱う場合がある。

- カ 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、広島高速道路公社ホームページ「調達情報」を確認すること。

- キ 公告に定めるもののほか、本件の入札手続に関する詳細は入札説明書による。

以上